



平成21年4月14日

各 位

会 社 名 株式会社天満屋ストア
 代 表 者 名 取締役社長 土 屋 信 明
 (コード番号 9846 大証第二部・東証第二部)
 お 問 合 せ 先 常務取締役管理本部長
 橋 本 和 雄
 (TEL 086 - 232 - 7265)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年4月14日開催の取締役会において、平成21年5月26日開催予定の第40回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。そのため、現行定款第7条(株券の発行)および第8条第2項(単元未満株券の不発行)の規定は不要となりますので、これを削除するとともに、条数の繰り上げその他の条文の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行) 第7条 当社は、その株式に係る株券を発行する。	<削 除>
(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 — 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。	(単元株式数) 第7条 <現行どおり> <削 除>
(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人をおく。	(株主名簿管理人) 第8条 <現行どおり>
(株式取扱規程) 第10条 当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取請求の取り扱いその他株式に関する事務およびその手数料は、取締役会で定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第9条 当社の株式に関する取り扱いは、取締役会で定める株式取扱規程による。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(基 準 日)</p> <p>第11条 当社は、毎年 2月末日の株主名簿に記載<u>または記録された株主</u>をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第12条～第26条 <条文省略></p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第27条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載<u>または記録された株主もしくは登録株式質権者</u>に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>前項のほか、取締役会の決議により、毎年 8月31日の株主名簿に記載<u>または記録された株主もしくは登録株式質権者</u>に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第28条～第29条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(基 準 日)</p> <p>第10条 当社は、毎年 2月末日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第11条～第25条 <現行どおり></p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第26条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主<u>または登録株式質権者</u>に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>前項のほか、取締役会の決議により、毎年 8月31日の株主名簿に記録された株主<u>または登録株式質権者</u>に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第27条～第28条 <現行どおり></p>

3 . 日 程

定款変更のための株主総会開催日

平成21年5月26日(火曜日)

定款変更の効力発生日

平成21年5月26日(火曜日)

以 上